

西尾市民病院あり方検討委員会規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

西尾市長 中 村 健

西尾市規則第 4 5 号

西尾市民病院あり方検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西尾市民病院のあり方を検討するため、西尾市附属機関に関する条例（昭和 3 9 年西尾市条例第 1 6 号）第 3 条の規定に基づき、西尾市民病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

- (1) 地域医療提供体制の維持に関すること。
- (2) 医療圏内での医療連携及び機能分化に関すること。
- (3) 市民病院の経営形態に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民病院のあり方に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 西尾市民病院長
- (2) 医療及び経営に関する知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、任命の日から第 2 条に規定する所掌事務の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、委員長が緊急の決議を要し、かつ、会議の招集若しくは成立が困難なとき、又はやむを得ない事由があると認められるときは、書面による審議をもって会議の議事を決定することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、西尾市民病院事務部管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。